

平成 29 年度 戸田香果橘販売促進戦略支援業務委託

特記仕様書

第 1 条 適用範囲

本特記仕様書は、沼津市が実施する「平成 29 年度 戸田香果橘販売促進戦略支援業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

第 2 条 業務の目的

タチバナは日本に存在する 1200 種にも及ぶミカン科の中で、沖縄のシークワサーとともに 2 種類しかない日本固有の柑橘であり、「古事記」や「日本書紀」にも登場するなど歴史的背景も有する。また、戸田地区には野生のタチバナが 50 数本自生しており、自生地以外の北限地でもあるという希少性も有している。

このタチバナに着目し、ブランディングによる認知及び販路の拡大を図り、それに伴う生産量及び生産者の増大を最終目標としている。そこで、戸田香果橘のブランディングを推進していくため、生産者等による自立的な組織体制の構築が必要であることから、本業務では、推進組織設立に向けた支援を行うとともに、市内の飲食店等や利用客に対し、タチバナを PR するための戦略支援と目的に応じたツールの作成を行うものである。

第 3 条 業務の内容

本業務の内容は以下のとおりとする。

1. 推進組織設立支援業務

「戸田香果橘」のブランディング推進体制を構築するため、核となる推進組織の設立支援を行う。今年度は、生産者など関係者を集め意識の醸成を図るため、タチバナの現状やブランディングの方向性等について情報共有を目的とする集会を 3 回程度開催する。

2. 販売促進戦略支援業務

ターゲットとして考えている市内飲食店（和食・洋食）及び宿泊施設などに素材を売り込む戦略を明確にし、「戸田香果橘」について紹介できる販売促進ツールを作成するとともに、利用客に対するアテンドツールを作成するため、各店舗等にリサーチを行い、訴求できるツールの作成を行う。

(1)販売促進ツール配布予定先：20 箇所

(2)販売促進ツール納期：平成 29 年 12 月上旬（予定）

(3)アテンドツール：内容、数量及び納期は協議により決定する

3. 業務とりまとめ

上記 1 及び 2 の業務実施過程及び結果を取りまとめ、今後のブランディング戦略の参考となるよう、提案を含め報告書を作成する。

第4条 協議打合せ

本業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と綿密な連携を図り、適宜業務内容について打ち合わせを行うものとする。

第5条 成果品の提出先

成果品の提出先は、沼津市役所企画部政策企画課とする。

第6条 納品

成果品は次のとおりとする。

- (1)販売促進ツール及びアテンドツール 指定した数量
- (2)報告書 2部
- (3)報告書の電子データ（CDまたはDVD） 2部

第7条 権利の帰属

成果品は、委託者に帰属するものとし、受託者は、無断で公表・譲渡・貸与または使用してはならない。

第8条 補則

本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議すること。